

令和2年8月11日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長

神奈川県薬局感染拡大防止対策事業費補助について（通知）

本県の薬務行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、国の令和2年度第2次補正予算を踏まえ、薬局において、新型コロナウイルス感染拡大防止のために行う対策に要する費用に対し補助を行うこととしました。

つきましては、別添のとおり、各薬局開設者あて、当該補助金の交付申請について案内を送付しましたので、御承知おきくださるようお願いいたします。

なお、今後、県ホームページに、補助金の手続き等に関する情報を随時掲載する予定です。

【県ホームページ】

URL : http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/covid19_yakkyoku2.html

ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医薬品 > 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の令和2年度第2次補正予算を踏まえた薬局等への支援について

また、貴市あてに当該補助金に関する問合せがありましたら、恐れ入りますが、次のコールセンターを御案内くださるようお願いいたします。

【コールセンター】

- 1 県薬局感染拡大防止対策事業費補助に関すること

県ナビダイヤル 0570-033-160（8月12日から・平日10:00～17:00）

- 2 制度全般に関すること

厚生労働省医政局新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金コールセンター

0120-786-577（平日9:30～18:00）

問合せ先

献血・薬物対策グループ

電話 045-210-4964

yakutai.68@pref.kanagawa.lg.jp

各薬局開設者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬局感染拡大防止対策事業費補助について

本県の薬務行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、国の令和 2 年度第 2 次補正予算を踏まえ、薬局において、新型コロナウイルス感染拡大防止のために行う対策に要する費用に対し補助を行うこととしました。

当該補助金の交付を希望される場合は、次の内容を御確認のうえ、交付申請を行っていただくようお願いいたします。

なお、今後、県ホームページに、補助金の手続き等に関する情報を随時掲載する予定です。

県ホームページ

URL : http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/covid19_yakkyoku2.html

ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医薬品 > 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の令和 2 年度第 2 次補正予算を踏まえた薬局等への支援について

【補助の対象等】

1 補助対象薬局

保険薬局

2 補助対象経費（考えられる取組の例）

※ 感染拡大防止対策を目的とする経費が補助対象となり、その他の目的で使用するものなどは対象となりません。

- (1) 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備
- (2) 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないような、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等
- (3) 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制の確保
- (4) 薬局内での混雑を生じさせないような、事前の予約や掲示等及び患者に対する適切な薬局内での対応の周知及び協力依頼
- (5) 感染防止のための個人防護具等の確保
- (6) 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）

※ 診療報酬等を請求できる費用については対象外となります。なお、同封の「感染拡大防止対策対象内容の例」や、厚生労働省作成「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q & A」を御参照ください。

厚生労働省ホームページ「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」について

URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudai_boushi_shien.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 重要なお知らせ > 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」について

3 補助対象期間

納品及び支出が行われた期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 補助基準（上限）額

1施設あたり70万円

※ 実績報告において感染拡大防止対策の目的でない費用が含まれていた場合や、概算で交付した補助金額が交付すべき確定額を上回るときは、その額を返還していただくこととなりますので、御注意ください。

【申請手続きの概要】

1 申請の流れ

手順1：補助金申請用エクセルファイルを取得

県のホームページで取得する

(検索エンジンでの検索・・・**神奈川県 薬局 コロナ**と検索)



手順2：補助金申請データの作成

手順1で取得したエクセルファイルに必要事項を入力し申請データを作成する



手順3：補助金申請書を「神奈川県国民健康保険団体連合会」（以下「県国保連合会」という。）に提出する

《申請書の入手方法》

- 県ホームページから所定の様式をダウンロードしてください。
※ 申請様式にはマクロが組み込まれていますので、シートの追加や削除は絶対に行わないでください。
- 紙媒体申請をご希望で様式のダウンロードができない場合、県ナビダイヤルまでお問い合わせください。

《申請方法及び申請先》

①オンライン請求システム ②Web 申請受付システム（無料）

③電子媒体(CD-R 等)の郵送 ④紙媒体(書面)の郵送

※ ①～④全て県国保連合会に申請

- 配達誤り、配達事故、配達中の破損等の可能性もありますので、円滑な手続のため、原則として①または②による申請をお願いします。
- ただし、申請時点において、すでに感染防止対策事業が完了している（補助対象となる事業の金額が補助の上限額を超えている）場合は、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課が申請先となります。具体的な申請方法については、今後、県ホームページにおいてお知らせします。

《オンライン及び Web による申請方法》

- **オンライン** …県国保連合会「オンライン請求システム」に申請書をアップロードして申請
※ オンライン請求システムの申請方法の手順書はオンライン請求システムのトップページの「マニュアル」に掲載しております。また、問い合わせ窓口のヘルプデスクは同じくトップページの「システムに関するお知らせ」に掲載を予定しております。（8月上旬予定）

- **Web** …「Web 申請受付システム（無料）」に申請書をアップロードして申請
※ Web 申請受付システムの申請方法の手順書は Web 申請受付システムのトップページ（県 HP や県国保連合会 HP からリンク）に掲載しております。また、問い合わせ窓口のヘルプデスクも同サイトに掲載しております。

《電子媒体及び紙媒体による申請の場合の注意点》

- 封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書在中」と朱書きしてください。
- 調剤報酬等の請求の封筒に同封するなど、他の請求媒体と混在することは絶対にしないでください。
- 電子媒体（CD-R 等）による申請の場合は、CD-R 等の表面に保険医療機関コード等及び保険医療機関等名に加えて、「医療・感染拡大防止等支援事業」と必ず油性マジックで明記してください。
- 電子媒体（CD-R 等）による申請の場合は、診療報酬等の電子媒体とは必ず別の電子媒体で提出してください。
- システム上、平素の診療報酬等請求に係る電子媒体（CD-R 等）に本事業の申請書ファイルが誤って格納された場合、申請書ファイルを検出することはできず、本事業の申請ありとはみなされません。
逆に本事業の申請書の電子媒体（CD-R 等）に誤って平素の診療報酬等請求に係るファイルが誤って格納された場合も、診療報酬等の請求ファイルを検出することができず支払いができません。
- これら誤格納によって生じた補助金の支払遅延／不能や、診療報酬等の支払遅延について県や県国保連合会は責任を負いかねますので御注意ください。
- システム上、一度県国保連合会に提出された電子媒体（CD-R 等）及び紙媒体の差し替えは困難です。十分確認の上御提出ください。
- 申請誤り、申請漏れ、重複請求等に気が付かれた場合は、県ナビダイヤルに御相談ください。

《電子媒体及び紙媒体による申請書の郵送先》

〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番地 1 神奈川県国民健康保険団体連合会

2 申請受付期間

令和2年8月15日から令和2年12月末（原則）

- ※ 令和3年2月末まで申請自体は可能ですが、速やかに交付等を行うため、原則として令和2年12月末までに御提出いただきますようお願いいたします。

○各提出方法の受付期間

<オンライン請求システム>

毎月 15 日から末日（土日祝日含む） 午前 8 時～午後 9 時

<Web 申請受付システム>

毎月 15 日から末日（土日祝日含む） 午前 8 時～午後 9 時

<電子媒体（CD-R 等）または紙媒体>

毎月 15 日から末日**必着**（土日祝日除く）

※ 今年度中に 1 回のみ申請が可能です。

※ 上記各期の区分は便宜上のもので、いずれの時期の申請であっても有利不利はありません。但し、書類不備等で今年度内に申請受付が完了しない場合、支給ができなくなります。

※ **当月分扱いは月末必着です。なお、通常の県国保連合会への診療報酬の請求との混同を避けるため、各月 1 日から 14 日までは申請を受け付けておりませんので、御注意ください。**

3 給付方法

県国保連合会を経由して県国保連合会に登録されている口座あて給付します。

※ 県国保連合会に登録されている口座が債権譲渡されている場合には、給付方法が異なりますので、別途県ナビダイヤルまで御連絡ください。

4 給付日

申請受付日の翌月末（目安）に給付します。（申請受付の集中や書類不備等があった場合は除く）

≪給付の振込確認に係る注意事項≫

毎月月末までに県国保連合会に提出された申請書に対して、書類不備等が無ければ翌月の月末までに県国保連合会から「振込通知」が送付される予定です。ただし、申請内容の確認のため、状況によっては翌々月末に通知を送付することもあります。そのため、この通知が翌々月末までに届かなかった場合は、県ナビダイヤルに問い合わせてください。なお、県業務課からは別途「交付決定通知」が送付されます。

※ 交付決定通知の送付は時期が若干前後する可能性があります。

5 実績報告

支払いを証する書類（領収書等）などを添付し、事業完了の日から 1 か月以内又は令和 3 年 4 月 5 日のいずれか早い日までに報告していただく必要があります。

※ 必要書類等詳細については、今後、県ホームページにおいてお知らせします。

【問合せ先：コールセンター】

1 県薬局感染拡大防止対策事業費補助に関すること

【県ナビダイヤル】 0570-033-160 (8月12日から・平日 10:00~17:00)

2 制度全般に関すること

【厚生労働省医政局新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金コールセンター】

0120-786-577 (平日 9:30~18:00)

【送付資料】

- ・「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」のご案内（厚生労働省作成パンフレット）
- ・厚生労働省作成「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A」の抜粋
- ・感染拡大防止対策対象内容の例

本通知担当

献血・薬物対策グループ

電話 045-210-4964

（「業種別チェックリスト」及び「感染防止対策取組書」について）

県では、事業者の皆様の取組を応援するツールとして、業種別の「業種別チェックリスト」を作成するとともに、「感染防止対策取組書」の発行を行っております。

すでに独自の感染防止対策を講じていらっしゃるかと考えておりますが、県のマークが入った取組書を掲示することで、来局される方に、より安心していただけたと考えられますので、ぜひ御活用くださるようお願いします。

※県ホームページを御参照ください。

- ・神奈川県が作成した業種別チェックリスト（事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について）

⇒<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html>

- ・感染防止対策取組書

⇒<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

【感染拡大防止対策対象内容の例】

○令和2年4月1日～令和3年3月31日までに納品及び支出した費用が対象となります。

○申請は各施設で1回のみです。

○実績報告時に領収書等の証拠書類を提出していただきますので、必ず保管しておいてください。

	内 容	具 体 例
1	共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備	○消毒剤（アルコール・次亜塩素酸ナトリウム等）の購入費 ○消毒剤の濃度調整用の滅菌精製水・容器の購入費 ○清掃用洗剤（住宅用合成洗剤等）購入費 ○ペーパータオル・ゴム手袋・雑巾の購入費 ○エアコンクリーニング代
2	発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等	○ビニールカーテン購入費 ○待合椅子の間隔開けを明示するビニールテープ等材料費 ○動線確保等のアクリル板等のパーテーションの購入費 ○患者用の体温計（非接触式体温計等）購入費 ○体温測定用サーモグラフィー賃借料・購入費 ※会計処理で「工事費」として計上する大がかりな工事は対象外です。軽微な工事であれば、「修繕費」（需用費で申請）として対象となります。
3	電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制の確保	○服薬指導等のための通信機器の購入費 （スマートフォン、携帯電話等）
4	薬局内での混雑を生じさせないよう、事前の予約や掲示等	○事前予約制度案内リーフレット等作成費 ○薬局内掲示（黒板、ホワイトボード等）の購入費
5	感染防止のための個人防護具等の確保	○マスク購入費 ○フェイスガード（フェイスシールド）購入費 ○アイガード（眼鏡・ゴーグル等）購入費 ○医療用グローブ購入費 ○防護服（サージカルガウン・アイソレーションガウン・ヘアキャップ等）購入費 ○白衣クリーニング代 ○手洗いせっけん（除菌ハンドソープ等）・ペーパータオル購入費 ○手指用消毒剤ディスペンサー等の購入費
6	医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）	○体温計（非接触式体温計等）の購入費 ○感染症防止対策研修実施のための会場費・資料等資材費 ○感染症防止対策研修講師謝金 ○感染防止対策に関する書籍購入費 ○薬剤及び金銭等受け渡しのためのトレイ購入費

7	その他	○空気清浄機（HEPA フィルター付き等）の購入費 ○換気扇の購入費・設置費 ○換気のための網戸の取り付け購入費
---	-----	--

【注意事項】

・ 短期間で感染拡大防止対策の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をお願いします。

・ 実績報告において対象とならない費用が含まれていた場合や、概算交付額が確定額を上回る時は、その上回る額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

1 どのような経費が対象となるのでしょうか。

(答)

- 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。
- 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。
- ※ 例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

2 いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。

(答)

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

3 対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

(答)

- 申請は各施設で1回のみです。

4 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。
- ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を

周知

- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

5 新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。

（答）

- 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっていません。

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

補助の対象機関

- ・ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

- ・ 感染拡大防止対策に要する費用
- ・ 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入 等

緊急包括支援交付金 検索

事業の詳細はこちら

➔ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局
新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター
電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）



補助を受けるための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う**病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所**が、補助の対象機関となります。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ **感染拡大防止対策に要する費用**に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための**診療体制確保等に要する費用**について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

③ 申請書等を作成します。

○ 次ページを参照して、**所定の様式により、申請書及び事業実施計画書**を作成します。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

○ ③で作成した申請書及び事業実施計画書について、各都道府県の**国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出**します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の**国保連から補助金が振り込まれます**。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行います。

○ 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、又は実績報告の期限（令和3年4月中旬ごろ）が到来した際、**都道府県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。

○ 実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算**を行います。

※ 実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります。

※ 一部の都道府県では、実績報告の期限が別に定められる場合があります。

Q1 どのような費用が対象となりますか。

A1 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

Q2 いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

Q3 どのような機関が補助の対象となりますか。

A3 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所を対象としています。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

Q4 新型コロナ患者の受入れ対応などをしていなくても、対象となりますか。

A4 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。

Q5 病院の場合、補助上限額が「200万円+5万円×病床数」となっていますが、病床数に制限はありますか。一般病床以外の病床も対象ですか。

A5 病床数の制限はありません。一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。

なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は、「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。